

令和3年9月議会

議案説明資料

目次

- | | | |
|------------------------------------|---|----|
| 1. 議案第198号 福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案 | … | 1頁 |
| 2. 議案第199号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案 | … | 2頁 |

市民局

1. 議案第 198 号 福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 198 号
名 称	福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案
理 由	南市民センターの改修に伴い、その施設の使用料の額を適正なものに改める等の必要があるため。
施行期日	教育委員会規則で定める日

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行							改正案							
別表第 2 2 視聴覚室等使用料							別表第 2 2 視聴覚室等使用料							
	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
福岡市立南市民センター	視 聴 覚 室	<u>1,350</u>	<u>2,650</u>	<u>2,550</u>	<u>3,800</u>	<u>4,850</u>	<u>1,150</u>	<u>2,150</u>	<u>2,050</u>	<u>3,100</u>	<u>3,950</u>	<u>4,650</u>		
	音 楽 室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150		
	実 習 室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	500	950	850	1,300	1,700	2,000		
	研 修 室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800		
	第 1 会 議 室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550		
	第 2 会 議 室	500	950	850	1,300	1,700	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150		
	第 3 会 議 室	350	550	500	750	950	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600		
	第 1 和 室	300	500	450	650	800	500	950	850	1,300	1,700	2,000		
	第 2 和 室	300	500	450	650	800	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350		
								和 室	350	550	500	750	950	1,100
附則							附則							
(施行期日)							(施行期日)							
1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。							1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。							
(施行日前における利用の許可等)							(施行日前における利用の許可等)							
2 前項の規定に基づく教育委員会規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、同日以後の福岡市立南市民センターの施設の利用について、この条例による改正後の福岡市立市民センター条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。							2 前項の規定に基づく教育委員会規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、同日以後の福岡市立南市民センターの施設の利用について、この条例による改正後の福岡市立市民センター条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。							

2. 議案第 199 号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 199 号
名 称	福岡市公民館条例の一部を改正する条例案
理 由	柏原公民館の移転に伴い、その位置を改める必要があるため。
施行期日	教育委員会規則で定める日

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改正案	備考																
別表第 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">中略</td> </tr> <tr> <td>福岡市柏原公民館</td> <td>福岡市南区<u>柏原五丁目</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下略</td> </tr> </tbody> </table> 別表第 2 (略)	名 称	位 置	中略		福岡市柏原公民館	福岡市南区 <u>柏原五丁目</u>	以下略		別表第 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">中略</td> </tr> <tr> <td>福岡市柏原公民館</td> <td>福岡市南区<u>柏原四丁目</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下略</td> </tr> </tbody> </table> 別表第 2 (略)	名 称	位 置	中略		福岡市柏原公民館	福岡市南区 <u>柏原四丁目</u>	以下略		柏原公民館の移転
名 称	位 置																	
中略																		
福岡市柏原公民館	福岡市南区 <u>柏原五丁目</u>																	
以下略																		
名 称	位 置																	
中略																		
福岡市柏原公民館	福岡市南区 <u>柏原四丁目</u>																	
以下略																		